

工事及び業務に係る監督（調査）業務、検査について（お知らせ）

令和 5 年 5 月 26 日
広島県土木建築局

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類感染症に変更されましたが、遠隔臨場や Web 会議等については、受発注双方の業務効率化が図られることから、次のとおり活用を継続しますので、御協力をお願いします。

1 監督（調査）業務に当たっての考え方

広島県土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できることとするが、受発注双方の業務効率化を図るため、発注者においても積極的な活用を検討することとし、必要と認める場合は受発注者間で調整の上、遠隔臨場の実施を指示することができる。

なお、遠隔臨場を実施する場合は「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」による。

2 工事検査及び業務検査に当たっての考え方

広島県土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に Web 会議システム等による検査を実施できることとするが、受発注双方の業務効率化を図るため、発注者においても積極的な活用を検討することとし、必要と認める場合は Web 会議システム等による検査を実施することができる。ただし、工事検査における品質、出来形、出来ばえの検査については、実地による検査を基本とする。

なお、検査に当たっての参加人数等の制限は設けない。